日食協発第172号平成23年8月4日

各県(市)衛生主管課長 様

財団法人 日本食生活協会 会 長 松 谷 満 子

全国食生活改善推進員団体連絡協議会 会 長 北 村 壽 子

食生活改善推進員の養成にポイント制の導入と 男性会員の加入について(通知)

盛夏の候、ますますご清栄のことと存じます。

日頃より食生活改善推進員の養成をはじめ、当協会の諸事業ならびに食生活改善推進協議会の運営につきまして、ご理解、ご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年度の全国理事会・総会も7月7・8日の両日に無事済ませる事が出来ました事は各県・市のご支援によるものと感謝いたしております。

つきましては、今年度の7月総会に置いて、標記について新しく見直しを行いました ので、ご通知を申し上げご指導方よろしくお願いいたします。

記

1) 食生活改善推進員の養成にポイント制を導入について

食生活改善推進員の養成時間については、厚生労働省の別添資料の経過により日 食協発第274号平成19年3月20日で養成時間を20時間程度に改め、貴市町村に おいて食生活改善推進員の養成をお願いしているところであります。

今回、養成講座を受講する対象者の減少や開催に要する予算の負担、専門職員の確保等により開催できない市町村もでてきているとの報告により、養成講座が開催出来ない市町村においては、この度ポイント制も可能の枠である事を認める事にいたしましたのでお知らせいたします。

ポイント制の方法については、市町村の開催する研修会・講習会等に参加して関係する単位を取得するもので、開講式と修了式のみ一堂に会し、受講者は市町村協議会の行事に参加をしながら講義内容の10単位20時間を勉強し食生活改善推進員となるものです。

ポイントカードについては、日本食生活協会のホームページに掲載してあります のでダウンロードをしてコピーをして活用下さい。

http://www.shokuseikatsu.or.jp/(平成23年8月8日からダウンロード可能)

2) 男性会員の加入について

平成 9 年度地域保健法が改正となり健康づくりのあらゆる住民サービスが市町村に移譲され、食生活改善推進員の養成事業も保健所から市町村に変わりました。通知文書の中に、これまで女性と明記されていましたが、男女共同参画社会基本法により、この部分が削除され養成講習会は男女の区別なく参加できる事で現在に至っております。

しかし、養成後の活動団体である「全国食生活改善推進員団体連絡協議会」は、 現在まで女性の活動団体として会則で決めておりましたが、市町村行政から何故男 性は加入できないのか等の質問が参っておりました。

この事から、全国理事会では常任理事会において2年間の検討期間をかけ協議を 重ねた結果、平成23年度の全国協議会総会に置いて平成24年4月1日から男性会 員の加入を認める事になりました。

男性会員には、ヘルスサポーターの修了者や男性料理教室、単身男性の皆さん、そして会員のご主人等を誘っていただき、大きな健康の輪が広がり将来の住みよい 街づくりに繋がる事を期待したいと願っています。

日食協発第173号平成23年8月4日

各市町村長 様

財団法人 日本食生活協会 会 長 松 谷 満 子

全国食生活改善推進員団体連絡協議会 会 長 北 村 壽 子

食生活改善推進員の養成にポイント制の導入と 男性会員の加入について(通知)

盛夏の候、ますますご清栄のことと存じます。

日頃より食生活改善推進員の養成をはじめ、当協会の諸事業ならびに食生活改善推進協 議会の運営につきまして、ご理解、ご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年度の全国理事会・総会も7月7・8日の両日に無事済ませる事が出来ました事は各市町村のご協力によるものと感謝いたしております。

今年の7月総会に置いて、標記について新しく見直しを行いましたので、ご通知を申し上げご指導方よろしくお願いいたします。

記

1) 食生活改善推進員の養成にポイント制を導入について

食生活改善推進員の養成時間については、厚生労働省の別添資料の経過により日 食協発第 274 号平成 19 年 3 月 20 日で養成時間を 20 時間程度に改め、貴市町村にお いて食生活改善推進員の養成をお願いしているところであります。

今回、養成講座を受講する対象者の減少や開催に要する予算の負担、専門職員の確保等により開催できない市町村もでてきているとの報告により、養成講座が開催出来ない市町村においては、この度ポイント制も可能の枠である事を認める事にいたしましたのでお知らせいたします。

ポイント制の方法については、市町村の開催する研修会・講習会等に参加して関係する単位を取得するもので、開講式と修了式のみ一堂に会し、受講者は市町村協議会の行事に参加をしながら講義内容の 10 単位 20 時間を勉強し食生活改善推進員となるものです。

ポイントカードについては、日本食生活協会のホームページに掲載してあります

のでダウンロードをしてコピーをして活用下さい。

http://www.shokuseikatsu.or.jp/(平成23年8月8日からダウンロード可能)

2) 男性会員の加入について

平成9年度地域保健法が改正となり健康づくりのあらゆる住民サービスが市町村に移譲され、食生活改善推進員の養成事業も保健所から市町村に変わりました。通知文書の中に、これまで女性と明記されていましたが、男女共同参画社会基本法により、この部分が削除され養成講習会は男女の区別なく参加できる事で現在に至っております。

しかし、養成後の活動団体である「全国食生活改善推進員団体連絡協議会」は、 現在まで女性の活動団体として会則で決めておりましたが、市町村行政から何故男 性は加入できないのか等の質問が参っておりました。

この事から、全国理事会では常任理事会において2年間の検討期間をかけ協議を 重ねた結果、平成23年度の全国協議会総会に置いて平成24年4月1日から男性会 員の加入を認める事になりました。

男性会員には、ヘルスサポーターの修了者や男性料理教室、単身男性の皆さん、 そして会員のご主人等を誘っていただき、大きな健康の輪が広がり将来の住みよい 街づくりに繋がる事を期待したいと願っています。

日食協発第174号平成23年8月4日

保健所設置市長 様

財団法人 日本食生活協会 会 長 松 谷 満 子

全国食生活改善推進員団体連絡協議会 会 長 北 村 壽 子

食生活改善推進員の養成にポイント制の導入と 男性会員の加入について(通知)

盛夏の候、ますますご清栄のことと存じます。

日頃より食生活改善推進員の養成をはじめ、当協会の諸事業ならびに食生活改善推進 協議会の運営につきまして、ご理解、ご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年度の全国理事会・総会も7月7・8日の両日に無事済ませる事が出来ました事は各市町村のご協力によるものと感謝いたしております。

今年の7月総会に置いて、標記について新しく見直しを行いましたので、ご通知を申し上げご指導方よろしくお願いいたします。

記

1) 食生活改善推進員の養成にポイント制を導入について

食生活改善推進員の養成時間については、厚生労働省の別添資料の経過により日食協発第274号平成19年3月20日で養成時間を20時間程度に改め、貴市町村において食生活改善推進員の養成をお願いしているところであります。

今回、養成講座を受講する対象者の減少や開催に要する予算の負担、専門職員の確保等により開催できない市町村もでてきているとの報告により、養成講座が開催出来ない市町村においては、この度ポイント制も可能の枠である事を認める事にいたしましたのでお知らせいたします。

ポイント制の方法については、市町村の開催する研修会・講習会等に参加して関係する単位を取得するもので、開講式と修了式のみ一堂に会し、受講者は市町村協議会の行事に参加をしながら講義内容の 10 単位 20 時間を勉強し食生活改善推進員となるものです。

ポイントカードについては、日本食生活協会のホームページに掲載してあります のでダウンロードをしてコピーをして活用下さい。

http://www.shokuseikatsu.or.jp/(平成23年8月8日からダウンロード可能)

2) 男性会員の加入について

平成9年度地域保健法が改正となり健康づくりのあらゆる住民サービスが市町村に移譲され、食生活改善推進員の養成事業も保健所から市町村に変わりました。通知文書の中に、これまで女性と明記されていましたが、男女共同参画社会基本法により、この部分が削除され養成講習会は男女の区別なく参加できる事で現在に至っております。

しかし、養成後の活動団体である「全国食生活改善推進員団体連絡協議会」は、 現在まで女性の活動団体として会則で決めておりましたが、市町村行政から何故男 性は加入できないのか等の質問が参っておりました。

この事から、全国理事会では常任理事会において2年間の検討期間をかけ協議を 重ねた結果、平成23年度の全国協議会総会に置いて平成24年4月1日から男性会 員の加入を認める事になりました。

男性会員には、ヘルスサポーターの修了者や男性料理教室、単身男性の皆さん、 そして会員のご主人等を誘っていただき、大きな健康の輪が広がり将来の住みよい 街づくりに繋がる事を期待したいと願っています。

日食協発第171号平成23年8月4日

各県・市協議会長様

財団法人 日本食生活協会 会 長 松 谷 満 子

全国食生活改善推進員団体連絡協議会 会 長 北 村 壽 子

食生活改善推進員の養成にポイント制の導入と 男性会員の加入について(通知)

盛夏の候、ますますご清栄のことと存じます。

今年の東日本大震災におきまして、被災をされた会員の皆様も多くおられ一日も速い復 興を心より願っております。

さて、平成23年度の全国理事会・総会も7月7・8日の両日に無事済ませる事が出来ました事は各県・市会長様方のご協力によるものと感謝いたしております。

今年の7月総会に置いて、標記について新しく見直しをして進めて行くことになりましたのでご通知致します。

記

1) 食生活改善推進員の養成にポイント制を導入について

食生活改善推進員の養成時間については、日食協発第 274 号平成 19 年 3 月 20 日により養成時間を 20 時間程度に改め、貴市町村において食生活改善推進員の養成をお願いしているところであります。

しかし、近年養成講座を受講する対象者の減少や開催に要する予算の負担、専門職員の確保等で開催できない市町村もでてきているとの報告により、この度ポイント制も可能の枠である事を認める事にいたしました。

ポイント制の方法については、市町村の開催する研修会・講習会等に参加して関係する単位を取得し、開講式と修了式のみ一堂に会するもので、受講者は市町村協議会の行事にも参加しながら講義内容の 10 単位 20 時間を勉強し食生活改善推進員の誕生となります。

ポイントカードについては、日本食生活協会のホームページに掲載してあります のでダウンロードをしてコピーをして活用下さい。

http://www.shokuseikatsu.or.jp/ (平成23年8月8日からダウンロード可能)

2) 男性会員の加入について

平成9年度地域保健法が改正となり健康づくりのあらゆる住民サービスが市町村 に移譲されました。

食生活改善推進員の養成事業も保健所から市町村に変わりました。通知文書の中に、これまで女性と明記されていましたが、男女共同参画社会基本法により、この部分が削除され養成講習会は男女の区別なく参加できる事で通知となり現在に至っております。

しかし、養成後の活動団体である「全国食生活改善推進員団体連絡協議会」では、 現在まで女性の活動団体として規約で決めておりましたが、市町村行政から何故男 性は加入できないのか等の質問が参っておりました。

この事から、常任理事会において2年間の検討期間をかけ協議を重ねた結果、平成23年度の全国協議会総会に置いて平成24年4月1日から男性会員の加入を認める事になりました。

以下理由は次の通りであります。

健康づくりは女性だけでなく男性も参加して取り組む時代になった。 就労婦人の増加と単身世帯の増加により男性も台所に立つ時代になって いる。

女性だけで出来ない部分を男性の力が欲しい。

男性会員の獲得には、ヘルスサポーターの修了者や男性料理教室、単身男性の皆さん、そしてご主人等を誘っていただき、大きな輪の広がりが将来の住みよい街づくりに繋がる事を期待したいと願っています。

なお、男性会員用にブルーのエプロンを作成しましたので併せてよろしくお願いいたします。